

弁護士  
はるおの

# 法律 相談室

— 相続編 —



井上晴夫法律事務所 弁護士 井上 晴夫

昭和49年 大阪府八尾市生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業  
平成20年 井上晴夫法律事務所開業。専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経歴を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。

遺産分割で各人の相続分を決定するにあたり、法的相続分以外に考慮すべき事項としてどのようなものがありますか。

①特別受益と②寄与分があります。

相続分の計算において、①特別受益は遺産の前渡しと評価され、特別受益者はその分受領する財産が減少します。②寄与分は被相続人の財産形成と維持に対する功勞として、寄与をした相続人はその分受領する財産が増加します。

## Vol.11 「遺産分割各論①」

### 【 回 答 】

**長男**と**次男**については、特別受益が問題となり、遺産の前渡しと評価できるかがポイントとなります。**特別受益とは、亡くなった被相続人が、相続人に対して、結婚や養子縁組のため、あるいは学資や独立などの生計の資本としてなした贈与を言います。**

例えば、結婚支度金や結納金を親が出した場合などは、ある程度まとまった金額であれば、特別受益にあたりますが、結婚式の費用は、遺産の前渡しとはいえないのが通常です。

次に、生計の資本に関しては、商売のための事業資金を親が子供個人に贈与した場合や、事業承継に絡んで親の経営する会社の株式を子供に贈与した場合、さらに自宅の購入資金を贈与した場合は、特別受益にあたる場合が多いと言えます。他方で微妙なものとしては、兄弟で唯一大学に進学させてもらった場合の学費などです。学費を提供するのは親の責務ともいえるので、一概に特別受益とはいえず、私立大学医学部の学費など特別にかかる費用でないと特別受益になりにくいです。また、最近増えている自活能力のない子供へ親が月々の生活費を援助するのは、親の扶養義務との関係があるので、特別受益と認定するのは難しいです。

他方、**三男**については、寄与分が問題になり、親の財産形成・維持に特別の功勞をしたのがポイントとなります。**寄与分とは、相続人の中で、被相続人の事業を手伝ったり財産を援助した、あるいは療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした者の相続分をいいます。**

例えば親の事業を手伝った場合、労務の提供に対する正当な対価としての給料を受け取ってれば、特別な功勞とは言えませんので、不相当に低い金額や無給の場合が寄与分の問題になりえます。

また、療養看護については、親を介護するのは子の責務なので、要支援や要介護の状態から判断して通常の介護を越えて特別の寄与をしたとか、財産形成に不可欠の貢献をしたなどの事情が必要になるでしょう。

### 【 事 例 】

私達は3人兄弟で、亡くなった父は、**長男**である私に自宅購入資金として4000万円を支援し、**次男**には私立大学医学部の学費を出しました。他方、**三男**は、父と同居し僅かながらの給料で父の事業を手伝い、父の老後の世話をしました。これらの事情は、遺産分割にあたりどのように評価されますか。